## 平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

場 頭子市役所 5 階 第 3 会議室

出 席 者 [委 員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、小川 由紀、渡邊 仁史、

根岸 一好、田宮 良子、山上 寿美

欠 席 者 [委員] 松岡 夏子、山﨑 純一

事務局出席者 環境都市部長 石井 義久

資源循環課長 中村 純一

資源循環課資源循環係長 城田 桃子

資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均

資源循環課資源循環係主事 佐藤 節

環境クリーンセンター所長 藤井 寿成

環境クリーンセンター収集係長 鷲原 尚仁

環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫

会議公開の可否 可

傍 聴 者 1名

議 題 等 (1)会長・副会長の互選

- (2) 日本の環境問題の流れと廃棄物処理の進化
- (3) 今後の審議内容及びスケジュールについて
- (4) 逗子市の一般廃棄物処理の現状について
- (5) その他

配 布 資 料 平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第

資料1 逗子市廃棄物減量等推進審議会 関係条文

資料2 逗子市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

資料3 任期期間における審議内容及びスケジュール (案)

資料4 日本の環境問題の流れと廃棄物処理の進化(当日配布予定)

資料 5 逗子市におけるごみ処理の概要

資料6 鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化の経緯

- 資料7 一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)
- 資料8 平成29年度清掃事業の概要
- 資料9 逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)
- 資料10 環境クリーンセンターパンフレット
- 資料11 逗子市廃棄物減量等推進審議会 諮問·答申一覧
- 資料12 神奈川県 逗子·葉山地域循環型社会形成推進地域計画
- 資料13 逗子市と葉山町との共同処理の進捗状況について

【事務局】 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は新しい任期の第1回目ですので、後ほど会長、副会長の互選をお願いする予定ですので、それまでの間、僭越ではございますが、私環境都市部資源循環課長の中村が進行を務めさせていただきます。

それでは、早速皆様方に市長から委嘱状の交付を致します。大変恐縮ですが、お名前をお呼 びいたしましたら前にお進みください。

小 川 由 紀 (おがわ ゆき) 様。

田宮良子(たみやよしこ)様。

根岸一好(ねぎしかずよし)様。

橋 詰 博 樹 (はしづめ ひろき) 様。

南川秀樹 (みなみかわ ひでき) 様。

山上寿美(やまかみすみ)様。

渡邊仁史(わたなべまさし)様。

それではここで市長からごあいさつ申し上げます。

【平井市長】 逗子市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱をさせていただきました。皆様方にはご多忙にもかかわらず委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

直近での審議会では、平成29年度に、「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正(し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正)について」の諮問をさせていただき、平成30年1月に答申をいただきました。

その後、平成30年逗子市議会第1回定例会において、この条例改正案は可決され、今年度から、2市1町の連携の先駆けとして、逗子市と葉山町で可燃ごみとし尿・浄化槽汚泥の事務委託による共同処理を開始し、非常に効率的に適正に処理が始まっているところでございます。今現在、次なる課題としては、今年度中には容器包装プラスチックの処理について、葉山町と共同で、逗子の池子のクリーンセンターにおいて行うという検討をして、来年からの実施を目指しております。

そして、広域連携という意味では、鎌倉、逗子、葉山の2市1町の覚書に基づく広域連携の協議をこの間重ねてまいりましたけれども、具体的な連携の枠組みがまだなかなか固まってございませんが、これをできるだけ、今年度中をめどに、鎌倉市を含めた、中長期を視野に入れた連携のあり方をまとめていきたいということで、その際には審議会の皆様にもご意見を賜ることになろうかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

有料化を実施してから2年がたち、順調に減量化が進みまして、燃やすごみでは3割以上の削減が継続しているということで、リバウンドもなく、市民の皆さんが非常に適切に分別、減量化に協力いただいているということでありますので、私としては、まだ可燃ごみに入っている紙の分別を徹底するということで、さらに10%、20%減らす努力を、皆さんの協力をいただきながら強化していきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

ぜひとも皆様のさまざまな立場からのご提言をこれからもよろしくお願いして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。市長は、本日の議題2の「日本の環境問題の流れと 廃棄物処理の進化」の話を聞かせていただくため、このまま11時ごろまで同席させていただ きます。申しわけございませんが、その後は所用のため退席させていただきますので、ご了承 ください。

次に、事前に送付させていただきました本日の資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんはお申し出ください。なお、「平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第」と資料2「逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」の差し替えをお願いします。机の上に置いてあります。次第につきましては、会議室が第5会議室から第3会議室にかわりました。それから、議題の2と3の順序が逆になりました。それから、配布資料の資料13が追加になっております。それから、資料2「逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」につきましては、山上委員の名前の読みが誤っておりました。申しわけございませんでした。

では、資料確認をします。まず、「平成30年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第」です。資料1「逗子市廃棄物減量等推進審議会関係条文」、資料2「逗子市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」、資料3「任期期間における審議内容及びスケジュール(案)」、資料4といたしまして、本日配布いたしました「日本の環境問題の流れと廃棄物処理の進化」、資料5「逗子市におけるごみ処理の概要」、資料6「鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化の経緯」、資料7「一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)」、資料8「平成29年度清掃事業の概要」、資料9「逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)」、資料10「環境クリーンセンターパンフレット」、資料11「逗子市廃棄物減量等推進審議会諮問・答申一覧」、資料12「神奈川県逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画」、資料13として、本日配布いたしました「逗子市と葉山町の共同処理の進捗状況について」、以上でございます。よろしいでしょうか。

【田宮委員】 資料9が足りていません。それだけが入っていません。

【事務局】 それでは、審議の進め方などについてご説明申し上げます。この審議会は、「逗

子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」及び「逗子市廃棄物減量等推進審議会規則」に基づき、進めさせていただきます。お手元の資料の中に条例の抜粋、規則全文がありますので、後ほどご確認ください。

本日の出席人数は、委員9名中、7名でございます。したがいまして、過半数の出席がありますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告します。

また、会議の公開につきましては、本市情報公開条例第20条により、他の法令又は条例に特別の定めがある場合、非公開情報に該当する事項を審議する場合、また、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことと決定した場合を除きまして、原則公開することとなっています。本日の会議につきましても、本条例第20条第1項各号に該当する、非公開とすべき内容はありませんので、正副会長の選出前ではありますが、公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。傍聴希望者がありましたら、順次入場していただきます。

なお、本審議会の議事は録音をとらせていただきまして、次回の開催日に皆様に確認、了解 いただいたものを議事録としていきたいと思います。また、この録音データ及び議事録は公開 情報になります。

本日は、初顔合わせの委員さんがいらっしゃいますので、恐れ入りますが、まず初めに委員 の皆様方に自己紹介をしていただきたいと思います。お手元に配付させていただきました名簿 の記載順にお願いいたします。

では、南川委員からお願いいたします。

【南川委員】 おはようございます。南川と申します。最近ずっとこの審議会の委員をさせていただいています。熱心な市長さんのもとで、この逗子の問題について議論できて大変幸せに思います。引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局】 橋詰委員、お願いいたします。

【橋詰委員】 藤沢市にございます多摩大学グローバルスタディーズ学部の橋詰でございます。私もこの審議会、前の期から始めさせていただいています。引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局】 小川委員、お願いいたします。

【小川委員】 逗子市の市民委員として、今回から参加させていただくことになりました小川です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】 おはようございます。市民委員の渡邊です。私がここにかかわったのは、もともとは2008年のごみ処理基本計画のときに、そのころは市の人間ではなかったんですけれども、ちょっと携わらせていただいて、それから逗子市がいいなということで市民になって、そのまま審議会のほうにかかわらせていただいております。今回もよろしくお願いいたします。

【事務局】 根岸委員、お願いいたします。

【根岸委員】 株式会社スズキヤの根岸と申します。総務と経理関連の管理業務のほうをやらせていただきます。今回、初めて参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 田宮委員、お願いいたします。

【田宮委員】 商工会のほうから出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 山上委員、お願いいたします。

【山上委員】 商店会代表ということで、何ができるかわかりませんが、頑張りたいと思います。山上です。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして、本審議会事務局の市の職員を紹介させていただきます。

【事務局】 皆さん、おはようございます。環境都市部長の石井と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 おはようございます。資源循環課長の中村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課係長の城田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課専任主査の鈴木です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資源循環課主査の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 環境クリーンセンター所長の藤井です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 環境クリーンセンター収集係長をしております鷲原です。よろしくお願いいた します。

【事務局】 環境クリーンセンター処理係長の松岡です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、会長及び副会長の選出でございますが、逗子市廃棄物の減量化、資源化

及び適正処理に関する条例第10条におきまして、会長、副会長は委員の互選により選出する こととなっております。選出方法につきまして、何かご意見がありましたらお願いいたします。 特にないようでしたら、前回に引き続き、南川委員に会長をお願いできませんでしょうか。

【南川委員】 かしこまりました。

【事務局】 よろしくお願いいたします。それでは、南川委員に会長をお願いいたします。 副会長につきましては、南川会長から推薦いただいてよろしいでしょうか。

【南川会長】 引き続きまして、橋詰さんに副会長をお願いしたいと思いますが、いかがで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 異議ないようですので、よろしくお願いします。それでは、そのように決定させていただきます。

早速ではございますけれども、南川会長と橋詰副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

【南川会長】 また引き続きよろしくお願いいたします。後で少し私のつくった資料をご説明させていただきます。私自身は、長らく役所の仕事をやってまいりました。最後は福島の原発の環境に放出された放射性物質をどうするかという問題を主にやりました。その後、川崎にありますセンターのほうで仕事をしておりますけれども、大学でも教えていると。そういうことをやってまいりましたが、去年の冬からは新しく中国の政府の環境の勉強会の日本代表として委員にも加わっております。決して幅広いとは言えませんけれども、私なりの経験を生かして、逗子市の仕事に少しでも貢献をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 では、橋詰副会長、お願いいたします。

【橋詰副会長】 先ほど申し上げましたが大学は藤沢にございますが、私は役所経験が長くて、南川会長の部下だったときもあります。大学に転じてもうそろそろ10年近くになります。 いろんな自治体の審議会にもかかわらせていただいていますが、逗子でもいろいろと貢献できればと思っております。 ちなみに、私自身は横浜市民です。よろしくお願いします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

以後の会議の進行につきましては、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定 によりまして、南川会長にお願いいたします。

【南川会長】 はい、わかりました。そうすると、順番がかわりましたから、私の説明のほうから入らせてもらってよろしいですか。

【事務局】 はい、お願いいたします。

【南川会長】 では11時ごろまでということで話をさせていただきます。

それで、この資料は、ぜひ次回から持ってきていただきたいと思います。というのは、それなりに分厚い本ですから、なかなか1回では終わりませんし、あまり短いのも意味がないものですから、ほかの案件がさほど詰まってないときにぜひやらせていただければと思います。そういう意味で、シリーズ物でぜひ聞いていただきたいものですから、今日はその入り口ということでご理解をいただきたいと思います。

それで、こういう資料をつくった経緯なんですが、私は今年の3月に、実を言いますと日本の経験をまとめたいと思っていまして、最初の出版は中国でございます。中国語で去年の秋に中国で出版しました。それで、中国語だけではしようがないというので、3月に日本語で出版しました。名前も、「廃棄物行政概論」という固い名前になっていますけれども、何のために日本語でつくったかといいますと、私も長い間、いろんな廃棄物の仕事をされている方、市役所とか県庁でされている方、それから民間企業で廃棄物の問題に携わっている方にお会いします。それで、配属されて勉強しようと思っても、いろんな流れとかフレームワークをなかなか理解するのが難しい。白書を読んでも、今のことはわかっても昔のことがわからない、技術のこともよくわからないということで、公務員であれ、民間企業であれ、そのポジションにつけば、しばらくすれば大体のことは知っているような顔をしてお会いして、いろいろ話を聞きながら少しずつ自分自身のクオリティーを上げていくんだけれども、最初にある程度はこれだけ知っていれば何とかなりそうだというものが欲しいという話をずっと聞いておりました。そんなこともありまして、公務員時代の経験と4年間大学で教えた経験も踏まえて、整理をし直しました。逗子市にもお求めをいただいていまして、大変ありがとうございます。1,200円でございますので、大した値段じゃないんですが、気が向けば読んでいただければと思います。

それで、その最初が、廃棄物問題のまず前提として、さまざまな日本のこれまでの環境問題について知ってもらおうと。さまざまな環境問題、これは国内の問題もございますし、公害とか、自然<u>法が</u>あります。それから国際的な温暖化なんかもあります。そういったいろいろな流れがある中で廃棄物問題もあるわけでございまして、廃棄物が独立しているわけじゃないという私の考え方によるものでございます。したがって、最初に、明治以降の環境問題の流れを知ってもらおうということで、それが書いてあるということでございます。

1ページの下のほうを見ていただくと、富国強兵とか殖産興業が書いています。この間、中国に行ってこんな話をしたら、この富国強兵という中に、ここにありますように徴兵令とか地租改正とか殖産興業もあって、殖産興業の中に官営模範工場をつくるとか、交通を整備すると

か、金融の整備をするとかなっていますが、この案というのは日本から生まれたわけじゃなくて、中国で、清の末期なんですが、事実上イギリスとかに植民地に近い形で支配された中で、ご存じのとおり林則徐という人がおりました。アヘン戦争でアヘンを燃やした方なんですが、その人が、清の中で評価されないで、つまらん戦争を起こさせたということで、彼はウイグル地区に飛ばされます。そこで彼は全部資料を集めます。いかに清がだめになって、どうすればまた清が立ち直れるか、全部調べ直します。それで魏源という友を得て、その魏源という人が「海国図志」という本を書きます。その中に出てくるのが、清はもっと富国強兵をしなきゃだめだと、そのために殖産興業もしなきゃだめだと書いてあります。佐久間象山とか吉田松陰がそれを読んで、そういう言葉が意図半分とかで伝わってきて、日本の言葉になったという経緯があるようでございます。

それはどうでもいいんですが、そういう中でさまざまな日本の産業開発が行われたということなんですが、当然ながら、急激な殖産興業政策というものは大きな摩擦も生みます。それが次のページにございますけれども、まずそれが最初に表れたのが足尾銅山の鉱毒事件でございます。当然ながら、最初は官でやったわけですが、すぐに払い下げをします。それ自身は達成されたと思いますが、古河市兵衛がそれを買収すると。そして、新しい技術で炭鉱したところ、たくさんの銅が発見されたということで、日清戦争のころは、日本の銅の4割程度をここで産出したということであります。

当時、日本は輸出をしたい。できるものは、銅と鉱物関係と、リンも一部ありましたが、銅を中心とした鉱物と、それからあとは生糸とかでございます。したがって、非常に輸出が難しいという中で銅をたくさん輸出しようということで、それ以外の銅山も開発されました。そして何よりも、当時、富国強兵の船をイギリスから買いたいとか、そういうことがあったわけでございます。外貨をいかに稼ぐかという中でこういう政策が進められたとということでございまして、当然ながら、当時の政府も、とにかくガンガン掘り出せということを勧めるわけでございまして、今から考えますと、無茶な開発が行われています。掘削から出てくる水は全部垂れ流し、それから、製錬しますけれども、製錬過程で、これは主に石炭を燃やします。石炭を燃やし製錬しますけれども、そこから出る排ガスも処理しないということで、今でいう酸性雨がガンガン出るということでございます。その後の手当てもしないということで、植林もしないということでしたので、今でも足尾のかつての銅山の近くの山はほとんどハゲ山です。山というのは、ある程度すぐに手当てすれば、結構土があって戻るんですが、それをずっとしてなかったということで、今でもハゲ山に近い状態になっています。それから、製錬から取り出し

た残りのものは全部適当に積んであります。雨が降ると、それが流れ込みます。それが渡良瀬川に流れ込んで、さまざまな他の汚染物質と一緒になって渡良瀬川を汚染するわけです。したがって、よく渡良瀬の、今、湖になっていますけれども、谷中村近辺にそれがたまるわけですが、その過程でも害を相当及ぼしまして、7年前の大震災の後、近くの群馬県の渡良瀬流域の田畑では、基準を超える銅が発見されたということもございます。工事をしているんですよ。したがって、ほとんど何もせずに生産だけしたというケースでございます。政府も一部改修工事をしていますけれども、ほとんど効果がないという中で、一方的に被害が生まれると。

そういう中で活動したのが、田中正造という当時の栃木県選出の国会議員でございます。田中正造さん自身は、貧しい人じゃございません。彼自身は第1回目の1890年の衆議院議員です。ということは、高い納税額の方しか投票できない選挙でございますので、国民の1%か1.5%しか投票できないという中で選ばれた方でありますので、決してプロレタリアートではありません。そういう方が、あまりにもひどいということで、谷中村に住んで抗議活動をします。そして、明治天皇に日比谷公園で直訴をしようとしてとめられると。そんなこともあったわけでございまして、亡くなるときにここにあるような言葉を残しておるわけでございます。非常に残念な事例ですが、これはあまり詳しくやるとそれだけで1時間かかっちゃうからやりませんが、さまざまなことがあります。当時の有名な学者がこの問題について告発した人もいますし、逆に古河をかばった方もたくさんおられます。いろんな当時の、明治の中ごろの日本の経済の縮図みたいなところがあるという事件でございます。谷中村の人は、全てその地域を追い出されました。今、全部、湖の底になっていますけれども、彼らはサロマ湖の近くに移転をさせられたという経緯がございます。今でも佐呂間町に行くと栃木という名前の町があります。

それから、その下の別子銅山でございますが、これは随分変わった経緯を持っています。これも古い銅山でありますが、もともと別子というのは四国の山の中の町であります。これが新居浜の山の中です。今でいう新居浜市の海岸のところに製錬工場をつくって、そこまでトロッコで持ってきたわけです。それで、新居浜は大気汚染が激しいということで、周りでお米とか野菜がとれないという中で、そのときにトップとしてここに派遣されたのが伊庭貞剛という方であります。伊庭貞剛さんというのは、その当時の住友の総領事でありまして、今でいう住友グループの事務方のトップになったわけであります。彼が裁判官を辞めてそこに入ってきたということでありまして、彼がやったのは、このままではだめだということで、最初に幾つか大気汚染対策をしますが、とまらないということで、賠償金を払います。それだけじゃ単に払う

だけになりますので、移転をしようと思い切った移転をしまして、写真にございますけれども、 四阪島という新居浜の沖、北の20キロのところに、無人島を住友で買い取って、そこに移転 をします。工場を全部移転させます。そして高い煙突をつくって、それで拡散させようとしま すが、うまくいかないと。やはり風向きによっては新居浜の近くのお米が影響を受けるという 中で、それではだめだということで、本格的な海外の例を調べようということで、徹底的に、 特に当時のヨーロッパ、ドイツの塔式の硫酸製造方法を使います。さらに、硫黄分を除去した 後で、それを肥料にしようということも行います。

それからもう一つは、山が荒れます。当然ながら別子の山は丸裸です。それを何とかしようということで、彼がやったのは、1つは、硫黄分を取り除く。硫黄分を取り除くだけじゃなくて、これを肥料にしようと。硫安とかそういった肥料にして売ろうということで彼は考えます。したがって、科学技術を用いて、公害対策をしただけじゃなくて、それを商売にしようということを彼は発想するわけです。それがうまくいきます。それが発展して今の住友化学という会社になっています。

それから、山林を元に戻そうという努力をします。全国から山の技術者を集めてきます。それでつくった会社が今でいう住友林業という会社でありまして、山は1回枯れても、その後すぐ土が残っているうちに植えればまた復活します。そういったノウハウをここで積み重ねて今の住友林業になってきたということがありまして、単に社会的な対策をやるだけじゃなくて、経済に結びつけるということをやったのが住友であり、そのリーダーたる伊庭貞剛という方であります。そういう意味では、単に社会的責任を果たすだけじゃなくて、経済を見ながら社会的責任を果たしたという非常に特異な例であります。

たまたまその下に、この地域に近い出身の二宮尊徳の言葉が書いてありますが、これ自身はどうも福澤諭吉か渋沢栄一が言い換えた言葉らしいんですけれども、道徳を忘れた経済は罪悪だけれども、経済を忘れた道徳は寝言だと言っていますが、私は環境もそうだと思っていまして、環境を忘れた経済は罪悪だ、だけど経済を忘れた環境は寝言だということで、いいことだけ言っても何の意味もないと僕自身は長い経験から思っています。そういう意味で、ぜひ模範にしたいですし、ここには書いてありませんが、僕の本には、これを田中正造が、足尾はどうにもならないけれども別子はすばらしいと、こういうことをやるべきなんだということを彼は国会で証言しています。私は部下に指示して、国会図書館まで行って明治の国会の議事録を調べさせて、それを引用してありますので、写していますので、また見ていただくといいと思います。

それから、次の3ページにまいりますが、小坂銅山であります。これについては簡単に触れ ますけれども、今でいうDOWAホールディングスの原型であります。久原房之助さんって、 後の政治家になる方なんですけれども、この方が新しい製錬技術をヨーロッパから輸入します。 その上でさまざまな開発をします。それはうまくいくんですけれども、当然ながら二酸化炭素 による汚染が激しくなるわけでございます。そこで、久原さん自身は、対策もとりましたが、 損害賠償をするということで手を打つということになります。そういう中で、DOWAホール ディングとの関係を非常にうまく設定しまして、DOWAホールディングがどうすればこの地 域で長く仕事ができるかということを地元に持ちかけます。それで大きな最終処分場をたくさ んつくります。今でもあります。それが残っていることが、DOWAホールディングスがその 後、リサイクリングとか廃棄物処理をするときに非常に役立っています。リサイクリングと幾 らきれいごとだけ言っても、最終的に最終処分するところが必要なんです。それをしっかりと 小坂の地につくったということが現在でもDOWAホールディングスが小坂で活動していると いうことになっていまして、そういう意味では、最終処分場もきちんとつくったということで、 地元の方も、どこまでわかってやったのかわかりませんけれども、公害をきちんと抑えること と廃棄物処分をやることは当然ながらセットなんだということが地元理解があったというふう に考えています。

それで、むしろ久原房之助が活躍したのは、その下の日立銅山であります。この日立銅山というのは非常に特殊な例でございまして、またこれは久原房之助さんがさらに新しく、小坂を去ってから、買収をしました。そして、当時は日露戦争でございます。どんどん増やそうということでやるわけですが、日立銅山からとれる銅だけじゃなくて、あちこちから、全国から、全国といっても東北とか関東ですが、近傍の銅の採掘したものをみんな持ってこいと。全部、この日立で精錬するんだということで、日立に銅の精錬の大工場をつくるんだと、日立を工業都市にするんだという発想を彼は持つわけです。それが成功して今の日立になったわけなんですけれども、そういったことをまずやります。

それで、当然ながら、さまざまな大公害問題が出ます。大トラブルになります。これを解決するためにやったことが、当時の政府は高い煙突はだめだと。できるだけ低い煙突にして拡散しないようにしてくれと言ったが、彼は全く反対のことをします。何をやったかというと、具体的には山の上、下に工場があります。工場から、ムカデと言っていますが、煙道をつくります。百足煙道。ちょっと字が汚くて申しわけない。ムカデだから、こうですね。百足煙道というのをつくって325メートル上げます。その上で、しかもてっぺんに156メートルの高い

煙突をつくります。ここから拡散させるということをやります。それでそのときにスウェーデンから技術者を呼んできて、それで大気の高層の気象観測。高層でどういう形で気流が動くかということの観測をします。これは日本ではここが初めてです。その上で、これだけやれば、多くの場合、拡散をするということで、薄まるのでほとんど問題なくなるということを彼は結論を得ます。これは実は今でも大気汚染対策としては、高い煙突をつくるという話はK値規制という中で生かされていますので、一つの方策なので、こういうことをやります。

それでそのときのトラブルが地元でありますし、久原房之助さんとスウェーデンの技術者だけじゃなくて、地元の一人の青年も活躍します。その話が、新田次郎さんという小説家がいます。何で彼が興味を持ったかというと、彼はもともと気象庁の職員です。最後は満州で気象観測をやっていて帰ってきたんですけれども、気象庁の職員で、そういった高層の気象観測に詳しいんです。それで、彼が現地を見て書いた本が『ある町の高い煙突』という本を書いています。ここにどういう経緯をたどってこういう方策をとったかというのが結構詳しく書いています。ぜひ読んでいただくといいと思います。大変おもしろいです。ということだけ、別に宣伝する気は全くありませんが、そういった形であります。

したがって、明治の昔から、環境問題については多くの人が苦しんで、問題にトライしてきました。そういう流れの中で、その後も大気汚染はたくさんありますが、今の比較的きれいな日本があるわけであって、多くの先人のさまざまな努力と、いかに経済と環境をうまく、いい意味で両方ともよくしていくかということで、随分先人が苦労して動いてきたということの一つの例でございます。

それから、その次のページを見ていただきたいんですけれども、今度は大阪のことが書いてあります。大阪というのはもともとは江戸時代から水の都であったわけでございます。これが明治になってまた変わります。もともと大阪というのは、金属関係、金属加工、鍛冶屋といったほうがいいんですが、そういった仕事が多かったんです。そういう業者が多いこともあって造幣局ができたわけなんですけれども、金属加工の日本の先駆け的な町であります。

そういう町が、今度は金属だけじゃなくて紡績を手がけます。このときにリーダーシップを とったのが、何年か前の朝ドラでやった五代友厚さんという大変な美男子が配役をやった劇が あったと思うんですね。「あさが来た」でしたか、覚えていますか。ありましたよね。彼がやっ たのが、大阪を廃れさせちゃいかんということで紡績をやるんです。それで渋沢栄一とか何か に話をして、じゃ、世界最高の紡績会社をつくろうということにします。そのときの日本のス ローガンが、真ん中に書いてありますけれども、「万国対峙」「輸入防過」ですか。要はほかの 国と対等に競うんだと。そのためには輸入を減らすんだということになりまして、輸入を減らすと。むしろそれを国内でつくって輸出するんだということが、当時の日本のスローガンだったわけでございます。そういう中で、大阪でさまざまな工場をつくります。大阪の写真を2枚載せてあります。大阪城に至ってはほとんど見えないぐらいで、当時、こんな感じだったわけでございます。そういう中でリーダーシップをとるような形の会社が、大阪紡績という会社でありまして、当時は東洋のマンチェスターというので、僕もこの本を読みましたけれども、そういったふうにするんだということで、渋沢栄一以下が、五代友厚さんなんかを指揮してやるわけでございます。

ということで、当時のイギリスの産業革命の最新の機器をここで導入します。それ自身は、 機械化によって飛躍的に生産を増大させます。それから、日清戦争後は、世界に輸出をすると いうことになったわけでございます。ただし、当然ながら電気が要ります。このときまでは日 本において電気というのはほとんど照明でした。当時はまだ電気料金というのが、ランプが何 基置いてあるかで料金を決めるような体系になっていまして、何キロワットアワー使ったとい うことじゃなかったんです。したがって、逆にそれだけ貴重で、明かりだけだったんですが、 それじゃだめだと。やっぱり電気を動力にしないと、ほんとうの意味の日本における産業革命 はできないという発想になるわけです。

そこで初めて、この大阪紡績が導入したのが石炭ボイラーなんです。石炭ボイラーを使って自家発をしようと。自家発でもって電気を起こして機械を動かそうというふうになったわけであります。ある意味で、石炭という非常に革命的な原料を初めて日本で本格的に産業に使ったという場面であります。「あさが来た」も、それで石炭が随分出てくるんですけれどもね。そんなことも実はあります。当然ながら、対策はほとんどできませんので、したがって、鍛冶屋道から出てくるいろいろな汚染物質と一緒になって、大阪の町は硫黄酸化物であふれたということで、言ってみれば、非常に汚い空気をつくってしまったということでありますし、労働環境も非常に悪かったようでございます。

ただし、労働環境という意味では日本も悪かったですけれども、産業革命のころのイギリスというのは、ご存知のとおり、ほんとうに子供が随分病気で死んでいるんですね。煙突の掃除を、小さな子供が入れるから、そこで掃除させて死んじゃったとか、たくさんあります。それから、もっとひどいのは電気もないのにロウソクをつけて炭坑に入っていって、たくさんの人が爆発して死んでいるんですね。産業革命というのは、そういう意味ではイギリスの一番、世界のトップを切った象徴なんですけれども、逆の意味での非常に無理も多かったと思います。

いいかどうかは別です。

その次のページなんですが、戦前の環境問題はそれだけではございません。全国にあります。 浅野セメントというのが深川で粉じん問題を起こしましたし、それから、味の素というのは、 実は逗子にありまして、当時、鈴木商店といったと思います。これがどうしたかというと、結 局、逗子にはふさわしくないというので移転をします。どこに移転したか、川崎に移転します。 したがって、今でも川崎に行くと、鈴木町という駅があります。そこに移転したんですけれど も、そんなことがあります。当時から、やっぱり風光明媚な海岸を汚すのはおかしいというこ とが逗子で大議論になってございます。それから、大阪、群馬、北海道、全国で公害問題はあったわけです。ただし、戦前ですので、あまり大した対策はとられていません。

その次が、判例が載っていますが、1つは大阪アルカリ事件という判決であります。これは 戦前では環境問題で一番大きな判決でございまして、最高裁、当時で言うと、大審院まで行っ たということでございまして、その後も、それこそ1970年ごろまでは大きな影響を持った 最高裁の判決でございます。この判決のポイントは、下から四、五行目にありますけれども、 当時において、もう高煙突の設置が必要な措置だったということが認識できたはずだと。した がって、被告はこれを怠ったとして、企業側ですが、大阪アルカリという会社については過失 があって、損害賠償の責任があるんだということになるわけでございます。

したがって、判決を読みますと、ほかのところでもやっている対策があるはずだから、わかるはずだったんだと。それをやらなかったからだめなんだというのが結論であります。したがって、これが実は1970年まで生きます。70年ごろになって、今度は裁判が起きて、やっぱり健康問題について言えば、それはもう判断の余地はないんだと。新しい知見であっても、自分で全部取り入れてやる必要があるのであって、それが社会相場的に当然ながらできるはずだというふうになってからやるんじゃ遅いんだということに変わりますが、それまではこの判決の考え方がずっと生きます。という判例であります。

ちなみに大阪アルカリというのはその後合併して、今でいう石原産業の一部になっています。 それから、その隣は信玄公旗掛松事件ということで、どちらかというと、民法の受忍限度に 近いところでよく出てきます。ただし、原因が環境ですので、載せてあります。これは国鉄の 駅の近くに、武田信玄がここで休んで戦争の旗を掛けたという松があるというんです。僕はそ れは見たことがないです。今はもうこの松はないですから、わからないんですけれども、今、 左にあります。これが隣を汽車が通る、デコイチが通るということで枯れちゃったというので 何とかしろということで、その土地を持っていて、松を持っている人が損害賠償を求めて提訴 したということになっています。これ自身は結局、地主が勝っています。これは大阪アルカリの裁判も引用されていますけれども、鉄道会社が汽車を走らせるのは社会的な公益事業だと。だけども、公益事業であっても、社会通念上、一般に許容すべきものと認められる範囲を超越した場合には違法なんだということで、不法行為が成り立つんだということがここで言われます。これが受忍限度論として、一つの大きなその後の判例になっていくということで、民法を勉強された方、法学部の方はこれをどこかで勉強しているはずであります。ということで、戦前においては、大体この2つを知っておけば、環境問題の判決は大体済むという感じで私は理解しています。

後は戦後の話になります。戦後でございますけれども、日本は1950年ごろからまた経済が復活します。45年にペレやんこになりますけれども、53年、54年には戦前の経済一戦前の経済というのは、1935年、36年を指します。それ以降は、もう戦時経済に入ってしまって、ほとんど経済の体をなしていません。したがって、満州事変に入る直前あたりで、実はもう経済はとまっているんですけれども、そのころのレベルに到達します。何といっても、政府がとっている政策がまずあります。ここの①の下に書いてありますけれども、傾斜生産方式ということで、石炭とか電力、さらに鉄鋼、それから、食料関係の肥料。その中に窒素が含まれますけれども、そういう問題、他の生産に好影響を及ぼすような基礎的な産業をまず興すんだということで、それが傾斜生産というものになります。そして、まず、石炭と鉄鋼からやろうということになるわけです。それで動き出したところに朝鮮動乱が起きます。

どうもありがとうございました。

【平井市長】 どうもありがとうございます。

(市長退席)

【南川会長】 それで、朝鮮動乱が1950年に始まります。それこそ今はまだ実は戦争が終わっていないという状態なんですが、それはともかくとしまして、日本の経済はそれで大変成長します。それによって、1953年ごろには戦前のレベルに達するというほどに成長します。言ってみれば、アメリカが日本を生産基地に使ったという中で、いわゆる古い設備がまだ使えるという中で、今度、新しい設備もつくっていくということになるわけですが、まず最初に、古い設備を多く使いました関係で、当然ながら、古い工場から出てくる煤煙、排水については増加するということで、大変大気汚染、水質の汚濁が激しくなります。あちこちで、特に私は四日市の生まれですけれども、四日市とか、川崎とか、大阪とか、そういったところでは大変な公害問題が起きます。

次のページになりますけれども、今度はそういう中で、さらにコンビナートをつくろうということになります。四日市が代表ですけれども、火力発電所をつくる。それから、石油化学工場をつくろうということで、今度はいわゆる石炭から石油に変わります。石炭の時代が終わります。石油に変わってきまして、石油を中心とした産業になりますし、エネルギー源として石油を使う。それから資源としても石油を使うということになってくるということで、石油の利用に伴うさまざまな汚染が非常に激しくなるということでございます。

国のほうもこれに対応しているわけですけれども、率直に言って非常に動きが悪い中で、実際には困った地方公共団体が独自に公害防止条例をつくる、あるいは法律によって縛られている条例でなくて、公害防止協定ということで、市長さんと工場の工場長が覚書という形の協定を結ぶという形の対応が進んできたということでございます。国も法律をつくるけどうまく動かないということがございました。これについては、また後で申し上げますけれども、言ってみれば、経済との調和ということを法文に書かざるを得ないという国政の状況の中での対応がおくれたということがあるわけでございます。これが大きく変わるのが1970年の公害国会でございますけれども、その前後にさまざまな事件があったということでございます。

この四大公害のところだけやって、今日は終わらせていただきます。また次回、続きをやりますが。

まず、イタイイタイ病。これは富山県の神通川、富山市の近くです。富山県というのはこんな形をしていますけれども、ここに岐阜があって、岐阜の鉱山です。そこから神通川が流れていまして、こういうところに、これが神通川という川なんですが、神の通る川と書きます。汚染物質、銅のカドミウムが流れます。このカドミウムが川によって運ばれて、河口の部分の土壌が汚染されます。これが田んぼです。田んぼにカドミが含まれます。これが水稲をつくる中で稲に含まれるということで、この稲を長時間食べた、特に女性が骨をやられる。いわゆる更年期障害で骨がぼろぼろの女性、たくさんいますけれども、それが著しいということで、お医者さんに行くと、痛い痛いと言うということから、こういう名前がつけられた病気であります。これ自身は大変時間かかかりました。というのは、世界的にカドミウムの健康影響ってわからなかったんです。そんなこともありましたし、もう一つ、難しかったのが、カドミウム汚染と患者さんの被害の因果関係なんです。

最後、どうやってやったかというと、結局、土壌汚染がこんなふうに広がっていると、レベルも違うということで、こういう地図をつくる。それから、もう一つは、患者さんの発生度合いを地図に落とします。そうすると、実は大部分が重なるということがわかったんです。結構、

時間がかかりました。こういう中で、普通、損害賠償というのはA患者と工場Bの間のここの 因果関係が明確にならないと、損害賠償というのはとれないんです。ところが、地図の上で明 らかだということで、新しい方法、これが疫学というんですけれども、疫学的な手法でもって、 汚染の広がりと患者さんの広がりがほとんど合っていると。だから、因果関係があるんだとい うことが初めて認定されます。ですから、これはこの裁判にも生かされますが、その後のさま ざまな環境対策にも使うことになっています。

したがって、そういう意味では、このときのさまざまなデータを取った方、それから、この 裁判というのは、実はその後の対策に非常に生きていったということがあります。それで、こ れは三井金属が原因なんですけれども、三井金属も最高裁と争います。争った上で、非常に地 元に協力をするということで、今、動いているということで、この問題を<u>記念</u>した記録館もつ くりました。僕もかかわりましたけれども。そういう中でも、企業も結構協力をしているとい うことが言えるわけでございます。そういう意味で、1つの大きな歴史的な裁判であったし、 出来事だったと思います。

ということで、今日はここで、済みませんが、あまりだらだらやっても長くなってしましますので、また特に時間があるときに、その次からやらせてください。ぜひともよろしくお願いいたします。

何かもっとこんなのを説明したらいいとかありますか。多少はおもしろいですか。

【橋詰委員】 おもしろいです。

【田宮委員】 知らないことばかりでおもしろいですね。こんなことがあったのかという。

【南川会長】 ありがとうございます。

では、また次回からやらせていただきます。よろしくお願いします。あまりこれだけやると何時間もかかりますからやめます。

じゃ、次に入ります。申しわけない、私の話が長くてすみません。今後の審議内容、スケジュール、議題の3に入ります。説明をお願いします。

【事務局】 それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

今後のスケジュールについて、資料3に基づいて説明させていただきます。今回の皆様の任期は、平成30年度と平成31年度の2カ年となっております。この間の主な議題としまして、鎌倉市、逗子市、葉山町の2市1町のごみ処理広域化実施計画と逗子市一般廃棄物処理基本計画を予定しております。2市1町ごみ処理実施計画については、今年度末の完成を予定して、現在、作業を進めております。大まかなスケジュールとしましては、骨子案ができた時点、こ

れは2市1町の実施計画の骨子案ができた時点で審議会に諮問し、その後、パブリックコメントを実施して、結果を受けまして、審議会から答申を受けたいと考えております。ただ、骨子案作成に当たりましては、これは逗子市単独で進められるものではなくて、他の鎌倉、葉山等もございまして、他市の事情等もあり、場合によってはスケジュールが延期になるとか、そういう状況も考えられます。そのようなことがあるということをご承知しておいていただければと思います。

なお、この2市1町のごみ処理広域化の経緯につきましては、資料6に記載してありますので、後ほどまた見ていただければと思います。

次に、逗子市一般廃棄物処理基本計画ですが、資料7に添付させていただいておりまして、これは現在の一般廃棄物処理基本計画になっております。この一般廃棄物処理基本計画ですが、これは廃棄物処理法の法律によって、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」となっております。それに基づいて策定したものです。資料7の1ページに計画期間が書いてありまして、計画の目標年度が現在の計画自体は31年度となっており、来年度が最終年度となっております。したがって、新たに32年度を初年度とする新計画に着手する必要がありますけれども、今お話ししました上位計画となります2市1町のごみ処理実施計画を反映させる必要がありますので、この実施計画に基づいて、基本計画を今後逗子市のほうでどのように進めていくのかという計画を立てる必要がございます。

そのようなことから、この計画が策定されませんと、次に進むことが難しくなってまいります。実施計画をもとに十分な検討を行っていくことが必要だと思われますので、そのようなことから、現在、策定しております一般廃棄物処理基本計画の目標年度、31年度を延期させるか、そのようなことで、状況に応じてまた検討をお願いする形になるかと思いますけれども、この辺は進捗状況に応じて審議会のほうに諮らせていただきたいと思っております。

簡単ですが、スケジュールにつきましては以上のようなことを現在予定しております。

【南川会長】 ご説明ありがとうございました。

今の説明についてご意見、ご質問がございましたら。

済みません。ちょっと私から。具体的に期間延長するような動機って何かあるんですか。

【事務局】 実際、今は31年度までの10年間の計画になっておりまして、そうすると、 今後新しくつくろうとすれば、また32年度を初年度とした新規の計画となりますけれども、 まだそちらをつくるのか、今の計画をそのまま期間延長として、1年とか延ばして、32年度 までを目標年度とするかということで、その場合ですと、またこれも行政計画となりますので、 パブリックコメントをかけるという手続が必要になってきます。そんなことで、また審議会に もかけて、その内容も吟味をしていただくということになるかと思います。

【南川会長】 わかりました。廃掃法を知っている方には耳にたこで申しわけないんですが、一般廃棄物処理基本計画は非常に大事なものであります。これに従っていろいろな認可も行われていますので、そういう意味では各市町村の廃棄物処理の骨格をなすものでありまして、慎重に議論がなされる必要がありますし、当然ながら、市民の方の意見もきちんと聞くと。その上で決定するということになりますので、そういう意味で見ていただければ幸いでございます。では、よろしいですか。また何かあればやりたいと思います。

それでは、次の4でございますけれども、逗子の一般廃棄物処理の現状について、説明をお 願いします。

【事務局】 それでは、逗子におけるごみ処理の概要ということで、資料5をお開きいただけますでしょうか。

こちらは逗子市の処理の概要を取りまとめたものになっております。

【南川会長】 資料5ってどこでしたっけ。今日のやつ?

これか。わかりました。済みません。

どうぞ。

【事務局】 こちらは逗子市のごみ処理の概要を簡単に取りまとめたものになっております。 より詳細につきましては、資料8として添付してございます清掃事業概要、これは平成28年 度の状況について詳細に取りまとめてございますので、そちらをまた。29年ですが、中身は 28年度の実績になっておりますので、見ていただければと思います。

資料5に戻りまして、表紙の次のページをお開きください。簡単ですが、逗子市のごみ処理のフローになっております。ごみの分別区分ですが、一番左側に書いてございます。これは逗子市にお住まいの方はおわかりになるかと思うんですが、平成27年度から細分化して、かなりごみの分別が多くなってきております。この分別の内容につきましては、今日お配りしています資料9の「キューズ」という冊子がございますので、そちらのほうに分別の区分の詳細については記載しておりますので、後ほどまた見ていただければと思います。

このフロー図の見方ですけれども、一番左にごみの分別区分ということでありまして、一番 上の燃やすごみについて見ますと、まず、これは収集されたものですけれども、分別されて収 集して、それは現在、環境クリーンセンターに搬入されまして、一番上のごみ焼却施設で焼却 処理をされまして、出てきました灰は委託で溶融化の資源化を実施しております。そのような ことで、その下の草、葉、木も、環境クリーンセンターのほうに搬入しまして、今、環境クリーンセンターに資源化施設として、堆肥化とチップにする施設がございまして、そちらで一部 資源化をやって、さらに、残りについては外部に出しまして、委託をして、チップ、堆肥化を 行っております。そんなふうにこの図については見ていただければと思っております。

なお、焼却灰の資源化は、委託で溶融固化をやっておりますけれども、今年度から一部埋め 立てを外部委託でやっていこうという予定にはしてあります。

そして、焼却施設ですけれども、これは今日資料として10にパンフレットを載せてありますので、逗子市の焼却場はこのような施設だということですので、参考までに見ておいていただければと思います。焼却施設ですが、平成23年度から25年度にかけて大規模な改修を実施しておりまして、部分的には新しくなってきております。そのような状況で、かなり施設としては機能を発揮している状況にあります。

資料5の次のページを開いていただきますと、具体的な分別収集区分ごとの排出量の数値が載ってございます。一番左側の表を見ていただきますと、平成26年度までにハイフンの部分がございまして、27年度から実績の数値が入っておりますけれども、これがちょうど26と27の境目で、ごみの分別区分を書いて、ハイフンになっている部分が新たに27年度から追加された分別区分になっているということで、数値が新しく入ってきているというふうに見ていただければと思います。27年度は、ごみの分別区分を10月から変えていますので、27年と28年が極端に倍になっているとかというわけではなくて、27年度は半年分ということで見ていただければと思います。

右側に参りまして、収集区分別のごみ排出量の推移ということで、収集ごみ。これは市が収集したもの、あとは直接、クリーンセンターのほうに、許可業者ですとか市民の方が持ち込んだごみが直接搬入ごみ、あとは集団回収というふうに3つに分けてございます。これで見ていきますと、分別収集ごみがどう変わっているのかということで、26年度と28年度を比べていただければ、収集ごみが1万3,000トンから1万トンまで減ってきていると。これは分別の区分が変わったことと、資源化が進んだということで、直接搬入分に関しましては、4,434から4,694、これは数%持ち込みごみ量が逆に増えているという状況になっています。あと、集団回収のほうは、分別区分の集団回収のほうにスチール缶、アルミ缶、家庭金物等を集めることになりまして、平成26年度の2,426トンから3,390トンということで、約1,000トンぐらい年間増加しております。その状況をあらわしているのが、下のグラフを見ていただけますと、このような推移になります。

それと、あと、その下のほうに資源化率が書いてございまして、逗子市のほうでは26年度から資源化率が上がってきております。1つの原因は、焼却灰を外に出して溶融固化して資源化を行っていると。それで、さらに28年度は植木剪定枝も外に出して資源化を行っておりますので、そのようなことで資源化率が上がってきていると言えます。それで、この資源化率ですが、平成28年度で47.6で、これは県内で2番目の数値、1番目の鎌倉がたしか47.9ですから、だからほとんど鎌倉と同じぐらいの数値まで上がってきていると。それで、鎌倉が1位で逗子が2位、葉山が3位という、この2市1町で上位3つを占めているという状況になっております。

また、次のページを開いていただきますと、これは実際に皆さんの家庭から出されるごみが どのような組成になっているかを分析した結果で、ごみの組成なんですが、これは収集車から 直接サンプリングしまして、ここで特に見ていくと何が多いかといいますと、厨芥類というの は台所の生ごみ類、家庭の台所から出た厨芥です。それが28年度で42.8%、これが一番多 くなっています、生ごみが。次に多いのが紙類の34.9%、これが状況によってはさらに資源 化する可能性としては出てくるなと思います。

また、あとは分別後にどう変わってきたのか、その変化を見ますと、平成26年度と28年度の量を比較していきますと、木・竹・わらを改めて分別収集することによって、普通の家庭の可燃ごみの中から木・葉とかがもう分別されて、中には紙ごみに入ってこないという、そういうことで、極端に言うと、これが例えば平成26年度の16%から1.1%、ほとんど木・竹類がなくなってきているというか、より協力していただいて分別されているという状況がうかがえるかと思います。

【南川会長】 大丈夫ですか。

【事務局】 はい。

【南川会長】 ありがとうございます。

【事務局】 そうですね。そんなことでこの表を見ていただければと思います。以上でございます。

【南川会長】 やっぱり27年度からシステムが変わって、非常に数字も変わっていますから、何かご質問ございますか。よろしいですか。

やっぱり範疇を変えると随分流れが変わるという感じで、よくわかりますので。よろしいで すか。橋詰さん、何か。

【橋詰副会長】 特にはございません。

【南川会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、次に、今の説明も関係しますけれども、逗子と葉山の共同処理の進捗につきまして、ご説明お願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料13をお願いいたします。

【南川会長】 13?

【事務局】 13です。

【南川会長】 今日のやつですかね、それ。13って今日の資料ですか。

【事務局】 そうですね。今日配付の資料でございます。逗子市と葉山町の共同処理の進捗 状況についてご説明いたします。

逗子市と葉山町は、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化に係る覚書」及び「逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について」に基づいて廃棄物の焼却処理の試行について契約を締結し、継続的な処理に向けて実施上の課題や問題等の検証を行いました。これまでの審議会でもお伝えしていましたが、平成29年、昨年7月から平成30年3月までの前試行期間中の葉山町からの燃やすごみの搬入量の合計は2,803.93トンで、葉山町が逗子市に納めた負担金額は8,512万7,312円となりました。

平成30年度は本格実施となり、葉山町から燃やすごみの全量約6,000トンを受け入れる 予定となっており、計画どおり1日4便、1回当たり約6.5トン、1日約26トンの搬入を行っております。

4月、5月の受け入れ量と葉山町負担金額は表のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

【事務局】 続きまして、2番目のし尿及び浄化槽汚泥の処理委託料ということで、こちら、 し尿と浄化槽汚泥の収集方法の制度改正につきまして、昨年こちらの審議会に8月に諮問させ ていただきまして、今年の1月に答申をいただきました。今年の4月1日から制度が変わりま して、従来業務委託を行っていたものを、許可業者が直接対象者と契約をして収集を行う体制 として4月からスタートをしたところでございます。

こちらの表になっておりますのが、4月と5月の2カ月分の収集処理委託料です。まとめて 2カ月ごとに支払いをする形になっておりますので、4月、5月合わせまして27万4,119 円を逗子市が葉山町に支払うことになっております。

以上です。

【南川会長】 後者のほうですけれども、逗子市の負担金額というのは、そういう意味では、

2カ月だけでいくと大幅に下がったという理解でよろしいんですか。

【事務局】 そうです。はい。

【南川会長】 ちょっとはかり方が違いますから、同じでは見られないんですけれども。あと、僕は市民じゃないからわからないですが、この辺、こういう葉山との協力関係とか、それから、し尿については、下水じゃない方は自分で契約してもらうことについて、市民の方の評判って、どんなもんですか。地元の方に、ちょっともしわかればお伺いしたいんですが。

【渡邊委員】 少なくとも、私たちの周りではほぼほぼ99%が下水道に接続になっていますので、収集を委託している、要は浄化槽、もしくはし尿の便槽を持っている方はほとんど見られないというか、あまりいないのが現状だと思うんですけれども、どうですか。

【田宮委員】 そうですよね。周りには、ちょっといらっしゃらないから。

【南川会長】 ええ。じゃ、あまり実感がない。

【渡邊委員】 実感がないですよね、正直言うと。

【山上委員】 やっぱり自治会とかいろんな人が集まって話すときも、話題にはならない。

【南川会長】 ならない。

【山上委員】 パブリックコメントのときも、あまりそういう話は一切なかったですね、近 所の人とも。

【南川会長】 あとは葉山との協力というか、分担については、何か話題になります? あまりあれですかね。そんなに……。

【田宮委員】 特にそういう話もないですし、ちょっとひどいとか、こういうのはよくない とかいう話も聞きませんね。

【南川会長】 そうですか。私自身は、できるだけいい機器を持ったところで集中的にやったほうが社会全体ではコストも下がりますし、新しい技術も導入できますから、だからほんとは近隣の市町村が協力し合って分担してやるのはいいと思うんですけれどもね。

ありがとうございました。よろしいですか。そのほか、何かございますか。

じゃ、事務局のほう、何かございましたら。

【事務局】 ちょっとよろしいですか。

【南川会長】 はい。

【事務局】 今日添付しました資料12のほうの地域計画がございまして、こちら若干説明を加えさせていただきますと、この地域計画は循環型社会形成推進交付金制度の交付金をいただくために作成しているものになる。だから行政計画とはちょっと違うものだと考えていただ

ければよろしいかと思います。

そのようなことで、実際この地域計画、今回は2市1町、葉山と逗子市で施設を整備、生ごみ等をやっていこうということでの広域連携を図っていく予定、計画になっておりまして、そのようなことで逗子・葉山という名前で地域計画を交付金を申請するためにつくったものだと。ただ、具体的には、施設としては葉山町でつくる生ごみ処理施設ですとか、あとは焼却炉の解体にかかわる交付金の申請、だから具体的には、逗子市が交付金をもらうということは、この地域計画では今回特に挙げてはおりません。そのようなことで、ちょっと見ていただければと思います、参考で。そういうことで、今挙げている計画ということで見ていただければと思います。

以上でございます。

【南川会長】 ありがとうございます。これはデータとして非常に参考になりますので、私 もぜひ読んで、また勉強したいと思います。よろしいですか。

どうぞ。

【渡邊委員】 何点かあるんですけれども、まず1点目で2つ確認があるんですけれども、 先ほど市長さんが容リプラの広域化ということを一言おっしゃっていたんですけれども、それ は何の話なんでしょうかというのが1点目と、もう1点目が、たしか逗子って粗大ごみの処理 施設のほうを整備したいというお話を、前回の審議会から、前からずっとそうやって伺ってい たような気がするんですけれども、それが今回の計画支援事業、もしくは逗子市の事業の中で どのような位置づけになっているのかというのを、ちょっと確認させていただきたいなと思う んですけれども。

【南川会長】 いかがですか。

【事務局】 いいですか。容リプラと粗大処理施設の関係、あと生ごみの関係が大分逗子市と葉山町の関係では、今あります。で、容リ、容器包装プラについては、逗子市の施設で平成31年の4月を目途に、今協議をしているところです。これについて、今の段階で、これはちょっと出せる資料が、金額的なものもスケジュール的なものもまだきっちり詰まっていないので出せないんですが、7月28日に市民説明会を行います。まず池子会館で7月28日土曜日、10時から11時、それから逗子市役所の5階の会議室で14時から15時30分の予定で、今、容器包装プラについては説明会を行う予定でいます。

【南川会長】 どんなポイントになるんですか。この内容のポイントは。

【事務局】 今回は、平成31年4月に向けて2つの市町でやっていくメリットであるとか、

あと車の台数、入り方、ルート、それから、費用負担の割合などが示せればという形です。

【渡邊委員】 これは逗子市の施設に葉山の容りを入れるということなんですか。

【事務局】 そうです。

【渡邊委員】 それは困るな。

【事務局】 で、粗大についても2市での協議という形で、行っています。

【事務局】 粗大ごみの処理施設、破砕施設は、環境クリーンセンターも既存の施設が相当もう老朽化している中で、これは次どうするんだというところは逗子市単独の課題としてもあったわけです。それが葉山との連携、また、鎌倉を含めた2市1町の中で連携の可能性があるのかというのを2市1町の協議会を設置してから協議しているところではあるんですけれども、ただ、ちょっとそこもまだ方向性が見出せていないので、今は、計画的に何年後かに更新ということはスケジュール的めどが立たずに、まだ協議を続けているというところで。

ただ、いろいろ鎌倉市の処理の仕方だったり葉山町の粗大も、それぞれの市町の処理の仕方とかを実際に処理施設に行ったり、処理の仕方を見させていただく中で、逗子市が想定していたような機械的に大きな施設をつくって処理するんじゃなく、もう少し簡便な処理の仕方もあるんだなということが新たにわかったということもあるので、そういう別のやり方も含めて、あるいは逗子の場合、平成27年10月の有料化と同時にかなり分別を変えて資源化を進めたという中で、粗大ごみも総量としては減っていきますし、あと破砕処理施設にかけていた不燃ごみの量ががくっと落ちていますので、そうすると、施設をつくらなくても、場合によっては民間に委託しちゃったほうが安いんじゃないかというのもあるので、それも含めて、今検討しているところなので、逗子市としては、再処理施設を更新するという想定は、今のところ限りなく保留の状態、施設の検討を広域も含めて進めていくという状況になっています。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 これ、容りの事務委託というのは……、事務委託というのかわからないですけれども、これは逗子市でやるというのは決定なんですか。決定というか、おおよそその方向で動きたいということで。

【事務局】 これも葉山町と逗子市との連携の方針というのは、平成28年の第1回市議会 定例会で市長が双方の役割分担の方針を表明いたしまして、まずは既存の処理施設で共同処理 の早期実施を目指すということで、逗子市の処理施設で可燃、葉山町のし尿の処理施設でし尿 ということを優先的に進めてきて、その後、植木は葉山で、容プラは逗子でもって、将来的に は粗大と生ごみを、当時の方針として、粗大を逗子、生ごみを葉山という役割分担だったと思

うんですけれども、先ほど申し上げたように、粗大はちょっと保留です。植木もあまり協議が 進んでいないんですけれども、容器包装プラスチックについては、これも逗子市の処理施設が 大分老朽化して、いずれにしても更新しなきゃいけない。

で、更新するに当たっては、葉山町は自前の容器包装プラスチックの施設を持っておりませんので、丸々民間に委託しているんですけれども、容器包装プラスチックは、葉山町が一旦集めたのを、今度積みかえて民間に持っていっているんですけれども、ほぼほぼ空気を運んでいるようなものなので、非常に効率が悪いというところで、逗子市と葉山町とで連携して、逗子単独で更新するんではなくて、葉山町との共同処理施設として更新して一緒に共同使用するというのがお互いにメリットがあるんじゃないかということで、その精査をしてきているという状況です。

【渡邊委員】 すいません。私の資料の読み込みが足りなかったのが悪い。ちょっと容りの話というのは寝耳に水だったので。そんなことはなかったですかね。

【事務局】 そうです。これも市議会でかなり答弁でやりとりしていますし、市民説明会とかまちづくりトークで葉山町との広域連携のご説明をしている中でも、今、予定としてそういう方針、具体的な細かいところはともかくとして、葉山町との役割分担というのは、容プラは逗子という方針で今後検討するという説明は、何度か市民説明会の場でもしていますし、市議会でも話題になってご答弁しているということです。

【南川会長】 また、あれですね、説明会とかやるんであれば、その結果を含めて教えていただく形で。私自身は容りそのものも興味はあるんですが、特に今、廃プラの問題で2つあって、1つがこの間のG7で廃プラスチックが海に流れ込んで海のごみになるのを何とかとめようということで、いろんなリサイクルとかプラスチック処理を含めてカナダとヨーロッパの国々が提案したのを、トランプ大統領は嫌がったんですけれども、何か安倍さんもそれに同調しちゃって、日本とアメリカが参加しないG5の憲章になってしまったということが、実はございます。どうしてそうなったかは、ちょっとわかりません、役所レベルではね。非常に高いレベルの議論があったようであって、僕もわからないんですが、そういう意味でも、これからいや応なしに、特に廃プラスチックの処理、あるいはリサイクルというのは、非常にこれから大きな課題だと思います。国内だけじゃなくて世界的に。そういう意味での関心は高く持つべきだと思います。

それから、もう1つは、最初に言いましたが、私、今中国政府の委員になっていまして、中国が、やはりかつては、かつてはといっても去年の夏までですが、世界の廃プラを半分とか半

分以上、実は輸入していまして、国内の資源にしようということでしていたわけですが、それをやめました。したがって、日本なんかもリサイクルしにくい廃プラスチックについては、実はほとんど中国に輸出をしていたんですが、これが今ほとんどとまっています。やっぱり中国の事情は、安く輸入したのはいいんだけれども、使えるものはごく一部で、あとはむしろごみになってしまって、結局国内の汚染につながっているということで、これ以上はもう輸入をやめようということになっています。それでもって中国の経済が回るのかどうかという議論はありますが、それはよくわかりません。わかりませんが、いずれにしても中国も大きく政策を転換していまして、これから廃プラスチックをどうするかということは、世界的に大きな課題ということもあります。

こういった2つの国外事情を踏まえて、国際的な事情を踏まえると、やはり容りに限りませんけれども、廃プラスチック問題をどうしていくのかは非常に大きな課題だなと思います。実際ヨーロッパなんか行くと紙製のストローとかありまして、随分社会が変わってきている感じがいたします。ちょっとつまらない話ですいません。

よろしいですか。

【渡邊委員】 いいですか。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 すいません。それで、あと2市1町のごみ処理広域化の実施計画についてなんですけれども、これ、2市1町でおやりになられていることなので、なかなか資料が出てこないのは了解なんですけれども、今、容りの施設のお話も出てきましたし、あと、焼却炉についても葉山のごみを受け入れたりだとかというところで、あと、じゃ、その次何年稼働させて、あるいは容りのほうも、今、ご説明だと、一時的には逗子にある施設でまずはやって、将来的には次の施設に移行するんだと、それは今度広域化で多分おやりになるんじゃないかなとは思うんですけれども、ほかの市が考えられているのをまぜるべきなのか、ちょっとわからないですけれども、少なくとも逗子市が今思っている施設整備のロードマップみたいなものは、何か資料ってあるんでしょうか。

というのが、これって、多分今度は一般廃棄物の処理基本計画の延長というか、次の計画の ところにもかかわってきますし、2市1町の広域化の計画について、ほかの市は、多分鎌倉な んかは今すごく焼却炉のことでもめているような気がするんですけれども、こちらのほうは、 今度は焼却炉を延命化をかけて、さらに10年動かすのか、15年動かすのか、20年動かす のかというところもあると思いますし、先ほど言われていた容りのところも、今後はまずは、 じゃ、ある施設でやりましょうと。じゃ、次はどこでどうするんだと。

で、例えばその中で、今回、葉山町のストックヤードをつくられるような話も出ていると思うんですけれども、これが用地的に全然足りないよという話も多分あるとは思うんですけれども、例えばそこに容りのほう、例えばですよ、いいか悪いかわからないんですけれども、そういったところは検討にのっかるのかのっからないのか、葉山町としての施設整備はどういう形で予想されているのかというのを、ちょっと明らかにしていただいたほうが。

というのは、こちらのほうも出てくる資料を待って、来たのを、ああ、そうですかというのであれば、それはそれなんでしょうけれども、逗子は逗子で、どういうスケジュールで何を考えていらっしゃるのかというのを、少しでもこちらのほうも把握しておかないと、あと、できればほんとは葉山と鎌倉が一体どんなロードマップを持っていらっしゃるのかというところ、それをもとに、今度すり合わせをかけていくんだろうと推察をするんですけれども、それは各市町のやりとりの中で決まっていくことだとは思うんですけれども、そういった、少し長期のロードマップみたいなものを出していただいて、私もそれで、見落としていたかもしれないですけれども、容りが共同化されるとかいうところ、それで大体何年までやりたいのかとか。

【南川会長】 じゃ、ちょっと渡邊委員の議論は受けとめさせていただいて、また事務局、相談して、会議でどういう形で出せるか、よく相談させてください。ありがとうございます。 あと、皆さんいかがですか。よろしいですか。

【橋詰副会長】 ちょっとだけいいですか。

【南川会長】 どうぞ、橋詰さん。

【橋詰副会長】 今、渡邊さんがおっしゃるのを聞きながら、逗子・葉山計画という資料12を見ていたんですけれども、ちょっとこの資料12の意味だけ聞きたいんですが、これ、日付が29年12月15日と書いてあって、右下に6月20日現在と書いてあるんですが、このペーパーの位置づけというか、公式性というんですかね、それはどう考えればいいんでしょうか。

【事務局】 まず、この計画自体が交付金をもらうための計画ということで、12月15日 に提出をしました、県を通して環境省のほうへ。

【橋詰副会長】 ああ、環境省への提出版ということですね。

【事務局】 で、これは12月15日に提出して、交付金の要綱の中で、環境大臣が承認するとあるんです。で、承認した段階でホームページに全部掲載されて、ばっと全文が出るんです。その承認がまだですよという形で、今、文言の訂正とかを行っています。

【橋詰副会長】 わかりました。12月15日の提出版ということですね。

【事務局】 はい。

【橋詰副会長】 わかりました。

【南川会長】 あと、よろしいですか。

【渡邊委員】 すいません。もう1点だけいいですか。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 そうすると、今年度葉山町の生ごみのほうの基本計画の策定があるんですけれども、その際には施設規模の算定を行うことにもなっておるんですけれども、ここについては、逗子市と葉山町の生ごみ量、あるいは対象とするごみ量が決定されてくると思うんですけれども、その生ごみ等の予測量、あるいは何を対象とするのかみたいなものについては、今の段階では逗子市のほうは把握されているんですか。大体何トンぐらいお願いするとか、あるいはその対象となる生ごみは何かとか。

【事務局】 地域計画をつくる段階では、もうこれは施設規模も出ていますので、概算の量はその段階で出しています。

【渡邊委員】 もう出ているよね。そうすると、その予測というのは、基本計画の中では3 1年度までしかないんですけれども、その先のものも予測されている資料は、もうあるという ことなんですよね。

【事務局】 これをつくるためには、それはないといけないので。

【渡邊委員】 そうですよね。ちょっとすいません。

【南川会長】 ありがとうございました。じゃ、あと事務局、お願い。

【事務局】 それでは、その他のところで、次回の審議会については9月を予定しています。 後日日程調整をさせていただきますので、またよろしくお願いいたします。

【南川会長】 よろしいですか。

じゃ、協議は以上で終わりますが、来月以降というか、さらに次回以降も時間を見ながら少しずつこういう勉強をさせていただきますので、よろしくお願いします。つまらなかったらつまらないというか、もっととか言ってくださいね。できるだけわかりやすくと思っているんですけれども、あまりだらだらしてもいけませんしね。それはこれでやりますが、それ以外にも、例えば地球規模の問題とかも含めて、何かあればまたやりますので、ぜひ注文をしていただければと思います。

では、これで終わります。ありがとうございました。